

3. 要援護者情報の収集と共有



(1) 要援護者情報の収集目的

災害時要援護者のなかでも特に避難支援を必要とする人に対しては、災害発生のおそれがあるときから避難準備情報の伝達が必要です。また、災害発生時には、避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確におこなうことが重要です。

そのため、要援護者を対象とした各種施策を所管する福祉担当部門と防災担当部門の連携を通じて災害時要援護者情報を一元的に集約し、関係各課と地域の町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会など関係団体間で必要な情報を共有することにより、平常時からの避難支援登録者数の把握や、災害発生時における避難支援登録者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確におこなうことが可能となります。

(2) 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時に避難誘導などの支援を的確におこなうためには、災害時要援護者に関する情報の収集とリスト化（要援護者リスト）、避難支援登録者名簿の作成が必要です。

◆情報の収集・共有方式

1. 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。要援護者一人ひとりと直接、接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

2. 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

3. 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等の中で共有する方式。

(平成18年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府等）」より)

(3) 避難支援登録者名簿の作成

①要援護者リスト

災害時要援護者の情報は、本市福祉担当部門において高齢者や障害のある人などの要援護者それぞれについて個別に把握していることから、防災担当部門が福祉担当部門や関係機関から要援護者情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合したうえで「要援護者リスト」を作成します。

次に作成された「要援護者リスト」をもとに「避難支援登録者名簿」への登録が必要な要援護者について、同意方式により本人の意向を確認します。

②避難支援登録者名簿

地域への情報提供に関する同意が得られた避難支援登録者情報のほか、個別支援計画の支援者情報も含めた統括的な名簿である「避難支援登録者名簿（全体版）」を防災担当部門が作成します。なお、個別支援計画の作成については、本人からの申出や、本人への聴き取り調査を基本としておこないます。

次に「避難支援登録者名簿（全体版）」をもとに、町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員ごとに「避難支援登録者名簿（地域用）」を作成します。また、緊急時に備えて、民生委員・児童委員協議会地区委員会用に「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を作成します。

なお、個人情報保護の観点から、対象者の範囲や名簿の具体的な活用方法等については、貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会からの意見を尊重します。

(4) 情報共有

支援者一人ひとりに対する避難誘導や安否確認、避難所等での必要とされる支援を的確におこなうため、防災担当部門が作成した「避難支援登録者名簿（全体版）」を関係各課で共有します。

(5) 避難支援登録者名簿の外部提供

地域において、災害時の避難支援・安否確認や個別支援計画作成に活用するため、市内の各地区（おおむね小学校区）ごとに同意者・申出者のデータをまとめた「避難支援登録者名簿（地域用）」を各地区（町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員）に外部提供します。この名簿には、対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、要援護者区分等といった必要最低限の情報のみが記載されています。

なお、外部への情報提供であるため、個人情報保護の観点からの配慮が必要であり、各地区での名簿保管者全員から、個人情報保護に関する誓約書の提出を求めることとします。

また、民生委員・児童委員協議会の地区委員会に対し、震災等の大規模災害発生時に備え、すべての避難支援登録者が網羅された「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を提供します。これは、震度5強以上の地震発生時などで被害状況が甚大であり、避難支援登録者の生命、身体、財産の保護上、緊急に必要な際、地域で活用するために、保管しておくための名簿となります。

(6) 災害時要援護者情報の管理

「同意方式」や「手上げ方式」にて情報を収集した災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適宜情報を更新していきます。

(7) 避難支援登録者名簿の活用

地域において、避難支援登録者名簿を活用して個別支援計画を作成するとともに、災害時に備えて、支援者・避難支援登録者への情報伝達体制の整備、避難支援登録者情報を図示化した福祉・災害マップの作成、支援者・避難支援登録者も含めた避難訓練の実施などに活用します。

また、作成した福祉・災害マップ等を用いて、民生委員・児童委員協議会や地区福祉委員会等と協力しながら、平常時における避難支援登録者の見守り活動をおこないます。

こうした活動を効果的におこなうためには、名簿登録への同意率の向上が重要です。そのため、名簿に登録されていない人であっても支援が必要であると思われる災害時要援護者に対しては、地域で名簿への登録を働きかけます。また、本市でもあらゆる機会をとらえて名簿への登録を積極的に促し、避難支援登録者名簿の充実に努めます。

(8) 緊急時の情報提供

震度5強以上であって、しかも、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、人的被害も多発している場合など、緊急かつやむを得ない場合に限り、災害時要援護者の生命・身体を保護するために本人の同意を得ることなく、救出活動等をおこなう専門機関に対し、「要援護者リスト」や「避難支援登録者名簿（全体版）」などの必要な情報を提供するものとします。